

区民福祉の向上を目指して

# 公契約条例

公契約条例は適正な入札等の手続きを実施し、  
労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善などを通じて、  
区民福祉の向上を図ることを目的とした条例です。



区との契約以外を含む  
地域全体での人材確保のための賃金水準引き上げ



世田谷区公契約条例には、**労働報酬下限額**が定められています

対象は

予定価格**3,000万円以上(工事)**の契約

予定価格**2,000万円以上(委託・指定管理など)**の契約

労働報酬下限額とは？

事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです

お問い合わせ

公契約条例、労働報酬下限額について詳しくはホームページで！

世田谷区財務部経理課公契約担当

☎03-5432-2965 / FAX03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索

